



教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響

崔, 浚烈
肥後, 耕生

(Issue Date)
2023-02-08

(Resource Type)
article

(Version)
Version of Record

(URL)
<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478461>



教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響

(The Impact of Educational Finance on Equal Educational Opportunity in Korea)

崔浚烈(公州大学校教授)

Choi, Joon Yul(Professor, Kongju National University)

1. はじめに

教育の機会均等は、すべての人々に等しく教育を受ける機会を提供することで、人間の尊厳と価値を実現するための幸福追求権と平等権を保障(キム・グァンソク, チュ・ドンボム、2016)する原理である。教育の機会均等は人間の尊厳と価値を実現する原理であるため重要であり、韓国ではそれを保障するために憲法と教育基本法で規定している。

憲法と教育基本法で保障している教育の機会均等は、憲法第 34 条 1 項で「すべての国民は、能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、教育基本法第 4 条①項で「すべての国民は、性別、宗教、信念、人種、社会的身分、経済的地位又は身体的条件等を理由に、教育における差別を受けない」、②項において「国と地方自治体は、学習者がひとしく教育を受けることができるよう地域間の教員需給など、教育条件の格差を最小化する施策を用意しなければならない」と規定している。憲法と教育基本法において、差別を受けることなく、ひとしく教育を受ける機会が与えられることを規定している。

教育の機会均等は、差別を受けない水平的機会均等とともに、差別を受け困難を経験している学生にさらなる恩恵を与えることができる垂直的機会均等、教育を受けながら接する施設、教育課程、教員など教育条件の機会均等、教育を受けた後の一定水準の教育成果を達成しなければならないという教育結果の機会均等(キム・シンイル、2015)に区分される。機会均等は、単に差別をなくす消極的機会均等から、差別を通じて、学生の福祉を増進させ、不足する部分を補完して一定水準に到達させる積極的機会均等まで多様な意味を持つ。

教育財政は教育を受ける学生の機会均等を実現するための重要な手段である。国に経済的余力がなければ受益者負担で教育を運営せざるを得ず、経済的能力のない学生は教育を受けることができない。国は学生の経済的条件のために教育を受けられない不平等をなくそうと多大な努力を払ってきた。小学校は 1949 年に教育法が制定されるとともに無償義務教育の実現を試みるが、1997 年にその目標を達成し、中学校は 1985 年から無償義務教育の実現を試みるが、2004 年にその目標を達成した。高校は義務教育ではないが、財政的条件が満たされ、2021 年に無償教育を実現した。大学も政府の支援により半額登録金政策を遂行し、大学生の経済的負担を減らし、教育の機会均等を実現しようと努力した。

教育の機会均等はキム・シンイルが提示したように垂直的、水平的、過程的、結果的機会均等(キム・シンイル、2015)に区分して見ることができるが、教育財政が及ぼす教育の機

会均等をすべて議論することは難しい。本稿では、教育財政が幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の機会均等に及ぼす影響について分析を試みた。教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響力を分析するにあたり、先ず教育の機会均等の意味を分析し、それに基づいて教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響を学校種ごとに分析した。

2. 教育の機会均等

教育の機会均等とは、教育を受ける被教育者がひとしく教育機会を有することを意味するが、ひとしい教育機会の意味が明白ではないため、その定義は様々である。Johnes (1985: 235-236) は、教育の機会均等を学生一人当たり支出の均等化、教育サービスの均等化、教育達成度の均等化、満足の均等化と定義している。学生一人当たり支出の均等化は、水平的機会均等として学校種別に学生一人当たりの費用が同一でなければならない機会均等であり、教育サービスの均等化は、教育を受ける過程で同一のサービス、すなわち、施設、教育環境、教員、教育課程など教育条件が同一でなければならない機会均等である。教育達成度の均等化と満足の均等化は、教育を受けた後の結果の機会均等であり、教育課程修了後は一定水準の教育目標に到達しなければならず、その結果に対する満足が同じでなければならない機会均等である。

Johnes と類似した基準で教育の機会均等を分類した学者がキム・シンイルである (2015)。キム・シンイルは、機会均等の代わりに平等という用語を用いて機会均等を分類している。彼は教育の平等を機会の平等と内容の平等に区分し、機会の平等を許容的平等と保障的平等に、内容の平等を過程の平等と結果の平等に区分している。許容的平等は、水平的機会均等のように人種、宗教、身分、経済的地位などによって差別されずにひとしく機会を提供する平等であり、保障的平等は、垂直的平等のように経済的に困難を抱える学生にきめ細かな支援を行うことで困難なく学業遂行できるようにする積極的平等である。過程の平等は、Johnes の教育サービスの均等化のように、教育を履修する過程でひとしく機会が提供されなければならない平等である。授業環境、教育課程、教員の質的水準などが同一であれば同じ経過を算出できると仮定する平等である。結果の平等は、学業達成度の均等化のように教育課程を終えた後の結果が一定水準の目標を達成しなければならない平等である。

Johnes とキム・シンイルが分類したように、教育の機会均等の定義は様々であり、最近、国が追求している機会均等は、保障的機会均等、過程の機会均等、結果の機会均等が主である。これまで差別的に運営されていた身分、宗教、経済的地位などによる許容的機会均等は実現されてきたため、より積極的な努力を傾注して困難に直面している学生たちを支援し、同等の結果を達成できるようにしている。国レベルのこのような努力にもかかわらず、本稿では、水平的平等、教育サービスの平等に焦点を当て、教育財政の機会均等に及ぼす影響の分析を試みた。保障的機会均等、過程の機会均等、結果の機会均等について分析するには紙幅の都合上、分析できない部分もあるためである。本稿では、植民地解放後、国が幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の教育財政を支援する過程を分析し、水平的機会均等がどのよ

うに達成されてきたのかについて分析した。

3. 教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響

韓国の教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響について、幼稚園、初・中等教育、高等教育に分けて分析した。幼稚園及び初・中等教育は普通教育であるため教育監の管轄事項である。国が地方教育財政交付金の財源を教育監に交付すれば、教育監は地域の条件に合わせて支出計画を立て、地方議会の承認を得て執行する。高等教育は中央政府の管轄事項として教育部で支出計画を樹立し、企画財政部での調整後、国会の承認を得て執行する。

(1) 普通教育財政

1) 幼児教育費支援

幼児教育は義務教育ではなく、国の財政支援が初・中等教育と高等教育に偏り、幼児教育に対する支援はほとんど行われなかった。幼児教育に対する支援が始まったきっかけは、1997年12月13日に制定された初・中等教育法である。同法第37条に「初等学校就学直前1年の幼稚園教育は無償とする」と規定することにより、幼稚園教育を支援できる基盤が設けられた。これにより、保育対象のオリニチブ（保育園）の幼児も無償で支援できるよう、乳幼児保育法も改正した。

韓国の幼児教育は、幼稚園とオリニチブに二極化している。幼稚園は3~5歳を対象に教育を行う教育部の管轄機関であり、オリニチブは0~5歳を対象に保育する保健福祉部の管轄機関である。3~5歳の同一年齢を対象に教育と保育に分かれ、管轄機関も教育部と保健福祉部と異なる。機能と管轄機関が異なるため、多くの葛藤が引き起こされ、支援の責任に対する攻防も大きかった。このような葛藤を解消し、3~5歳に対する支援と管理を一元化するために、2012年にヌリ課程を導入した。ヌリ課程は、幼稚園教育課程とオリニチブ教育課程（標準教育課程）を統一して3~5歳の共通教育課程を編成し、支援も教育部の地方教育財政交付金で全額支援するようにした。ヌリ課程の施行に伴い、教育部と保健福祉部が幼児教育費をどのように負担しているのか<表1>で確認できる。

<表1>年度別ヌリ課程における機関別財政負担現況

区分			2012年	2013年	2014年	2015年
財 源	教育部	幼稚園	5歳児+ 3~4歳児所 得下位70%	3~5歳児	3~5歳児	3~5歳児
		オリニチブ	5歳児	5歳児+ 3~4歳児所 得上位30%	4~5歳児+ 3歳児所得 上位30%	
	保健福祉部	オリニチブ	3~4歳児所 得下位70%	3~4歳児所 得下位70%	3歳児所得 下位70%	なし

出典：教育部(2016) 内部資料

<表 1>に示すように、幼稚園教育費無償支援は 1998 年から法で規定されたが、2011 年までは所得水準に連動して支援された。これを李明博（イ・ミョンバク）大統領が、幼稚園教育費を全額支援するようにするヌリ課程政策を推進することにより、幼稚園教育費は 2012 年に 5 歳児、2013 年からは 3~5 歳児全員を国が支援している。保健福祉部管轄のオリニチブも幼稚園に比べ 1~2 年遅れて実現し、100%支援することになった。教育部と保健福祉部が別々に支援していた幼児教育費支援は、2015 年から教育部に一元化された。

幼児教育のために支援する教育費は、幼児学費（幼稚園）、保育料（オリニチブ）に区分されるが、費用は同一である。費用に差が生じる点は、国・公立幼稚園と私立幼稚園である。国・公立幼稚園は 2022 年現在、月 100,000 ウォン、私立幼稚園とオリニチブは月 280,000 ウォンを支援している。他にも幼稚園正規教育課程を終えた放課後に幼稚園で行われる教育活動を支援するため、放課後課程費として国・公立は 50,000 ウォン、私立幼稚園とオリニチブは 70,000 ウォンを支援している（表 2 参照）。

<表 2>年度別及び機関別幼児教育費支援額(2022)

区分	年齢	支援額(ウォン/月)		
		国・公立幼稚園	私立幼稚園	オリニチブ
幼児学費 (幼稚園) 保育料 (オリニチブ)	5 歳	100,000	280,000	280,000
	4 歳			
	3 歳			
放課後課程費	3~5 歳	50,000	70,000	70,000

出典：法制処・探しやすい生活法令情報(2022) 乳幼児教育、p.29

私立幼稚園に在園する幼児たちの教育費が国から支援される 280,000 ウォンでは十分ではないため、低所得層には別途の幼児学費を支援している。月最大 150,000 ウォンまで支援される。つまり、私立幼稚園のひと月の教育費が 280,000 ウォンを超える場合、低所得層の園児には追加で 150,000 ウォンまで支援を受けられるのである。実費支援の例を挙げると、私立幼稚園のひと月の教育費が 380,000 ウォンの場合、低所得層の園児は 10 万ウォンの追加支援を受けられる。

<表 3>低所得層への幼児学費支援

区分	資格	支援額(ウォン/月)	備考
低所得層 幼児学費	幼児学費支援資格があり、私立幼稚園に通う法定低所得層の幼児（基礎生活受給者(生活保護受給者)、次上位階層(基礎生活受給者に次ぐ貧困層)、ひとり親家庭)	月最大 150,000 (教育課程費)	追加で保護者の負担金が 15 万ウォン未満の場合、実費範囲内での支援

出典：法制処・探しやすい生活法令情報(2022) 乳幼児教育、p.29

幼児教育費支援は幼稚園とオリニチブに二分され、教育部と保健福祉部がそれぞれ支援することで多くの葛藤が生じた。幼児教育のための財政支援の規模は支援する機関によって差はなかったが、財源負担の主体をめぐって葛藤があった。このような葛藤を解消し、教育課程を一元化して運営できるようにする努力がヌリ課程として現れ、これをきっかけに保健福祉部で支援していたオリニチブの費用を教育部が負担するようにした。幼児教育費を支援する規模も財政の都合により拡大してきた。幼児の家庭所得水準に連動して支援していた幼児教育費が 2012 年を起点に 5 歳児全員に支援され、2015 年には 3~5 歳児すべての幼児に支援されることになった。それにもかかわらず、私立幼稚園の支援額が私立学校が運営する教育費に満たない場合、低所得層に限り追加で 15 万ウォンまでを実費で支援している。幼児教育費は、すべての幼児が教育費の負担がなく幼児教育を受けることができるよう着実に努力しているが、未だに 100%国による負担がなされていない。

幼児教育費支援が教育の機会均等に及ぼす影響を見ると、所得水準に連動して支援していた垂直的機会均等から、すべての幼児を支援する水平的機会均等に変化してきた。就学前の幼児教育が経済的水準によって差が生じないよう支援することで、すべての幼児に対して均等に教育の恩恵が受けられるように努力しているところである。

2) 小学校教育費支援

小学校教育費の支援を試みる努力は、植民地から解放され、韓国政府の樹立とともに始められた。1948 年に大韓民国憲法を制定し(憲法第 1 号、1948.7.15.)第 16 条に「すべての国民は、ひとしく教育を受ける権利がある。少なくとも初等教育は義務的で無償とする。」と規定している。憲法で無償義務教育を規定しているにもかかわらず、国の財政が初等教育を無償で支援できず、授業料ではないが、準授業料のような後援費性格の育成会費を徴収した。以後、国の財政条件により、1972 年には島嶼へき地、1977 年には農漁村地域、1979 年には 6 大都市以外の全地域で、1997 年には全地域で育成会費を廃止した。

小学校は、国民の基本的素養を身に付けさせるので、国が責任をもって無償で実施しなければならない教育である。このような教育であるにもかかわらず、国の財政が十分ではないため、憲法が制定されてから 49 年経ってようやく無償教育を実現した。初等教育もまた地域の経済的条件に応じて、順次無償教育を実施し、すべての小学生が無償教育を受けることができるようになった。教育財政の条件に応じて、垂直的機会均等から水平的機会均等に機会均等の政策を実現したのである。

3) 中学校教育費支援

大韓民国建国初期、中学校教育費は受益者負担であった。中学校に進学する生徒が教育費を負担するようにしたが、1972 年の憲法改正により、義務教育の範囲を「初等教育と法律で定める教育」へと拡大した。この法律に基づき、1984 年に教育法(法律 3739 号、1984.8.2.)

を改正し、第8条（義務教育）に「①すべての国民は、6年の初等教育と3年の中等教育を受ける権利がある。」と規定した。この法律に基づいて、島嶼へき地（1985~1986年）、邑面地域（1992~1994年）、市地域（2002~2004年）まで無償教育を拡大した。中学校無償教育政策を推進し、一次的に授業料を無償としたが、学校後援会費的な学校運営支援費はそのまま維持されたが、2012年2学期から学校運営支援費を政府が支援することで完全無償教育が実現した（Money Today、2018）。

中学校無償教育を実現するために、中学校教育を義務教育として規定し、国の財政条件に応じて無償の範囲を拡大した。授業料無償化は2004年に実現したが、学校運営支援費までの無償化は2012年に成し遂げられた。中学校教育費を国が全額支援するまでに、法令制定後27年を要した。中学校教育費を支援する教育財政の役割は、地域の経済的条件に応じて支援する垂直機会均等から、すべての生徒を支援する水平的機会均等へと変化した。

4) 高校教育費支援

高校教育費は受益者負担であり、義務教育ではないため国で支援する責務がない。それにもかかわらず、教育福祉を促進させるために無償教育を推進した。富の二極化が深まる中、教育福祉の強化を通じて富の偏重を減らし、家計の教育費負担を減らすため、2012年の18代大統領選挙を契機に無償義務教育を推進した。しかし、高校義務教育の「進路選択権制限」の問題が生じたため高校義務教育は採択せず、高校無償教育のみを国政課題として採択し、2017年までに実現しようとした（Money Today、2018）。しかし、財政が確保できず目標を達成できなかった。18代に続き19代大統領に就任した文在寅（ムン・ジェイン）大統領は、高校無償教育を国政課題に選定し、2019年に高校3年生、2020年に高校2年生、2021年に高校1年生まで無償教育を実施し、高校全学年で無償教育を実施することになった。しかし、高校で自律的に授業料を策定して運営する自律型私立高校は、政府の財政支援を受けずに自律的に運営する学校であるため、無償教育から除外された。

高校無償教育を促進する背景には、教育監の努力も大きく作用した。2018年度の教育監選挙で一部の教育監出馬者が高校無償教育を公約として提示し、これを実践すると、教育部もこれに呼応して積極的に高校無償教育を推進することになった。

高校の教育費支援は義務教育ではないが、教育福祉を実現するレベルで無償教育を実施し、2021年にその目標を達成した。高校無償教育に対する財源の確保のため、2019年から段階的に推進し、2021年に完了したため早い期間内に達成できた。高校教育費支援もまた水平的機会均等を目指して、すべての高校生が教育費の負担がなく学校に通うことができるように教育機会を提供した。

5) 幼・小・中・高の教育費支援が教育の機会均等に及ぼす影響

幼稚園、小学校、中学校、高校教育のための教育費支援は、国の経済的条件に応じて、経済的に困難な学生と地域を優先的に支援し、経済的条件が良くなるにつれてすべての園児・

児童生徒を対象に拡大する努力を傾注してきた。学校教育のために教育費を支援する努力は、垂直的機会均等から水平的機会均等へと変えてきたといえる。このような努力とともに、紙幅の都合上論じではないが、教育福祉投資優先地域事業、農漁村優秀高育成事業、田園学校事業のように、条件が劣悪な地域の児童生徒が困難を克服できるよう教育財政を支援する保障的平等を実現する努力も成し遂げられた。教育福祉投資優先地域事業は、都市部の劣悪な地域の学校を対象に、児童生徒の教育と福祉を促進するために財政を支援した事業であり、農漁村優秀高育成事業は、農漁村の劣悪な高校の条件を改善し、地域が活性化される政策を推進した財政支援事業である。田園学校は、農村の劣悪な小学校を支援して農村教育が活性化されるようにした財政事業である。

全体的な文脈では、幼稚園、小学校、中学校、高校のすべての園児・児童生徒が等しく恩恵を受けられるよう教育財政を支援して水平的公平性を達成したが、条件不利地域の児童生徒のために保障的平等を実現するよう財政支援を行ったりもした。

(2) 高等教育財政

高等教育財政は、教育を受ける学生が教育費を負担する受益者負担の原則を固守している。国立と公立の場合は、大学経営に必要な経費を国や地方自治体が支援しているが、私立の場合は経費を自ら調達して運営するようにしている。国が私立大学を支援する財源は主に研究費である。私立大学の場合、自ら財源を調達する過程で学生の授業料に大きく頼っている。国立大学も登録金（授業料）に頼る割合が少なくないが、私立大学は学校運営費の60%以上を学生の登録金に頼っており、授業料の割合が高く、学生たちの負担も大きい。大学在学のために学生が負担する費用が大きいため、登録金の負担に対する学生の抵抗が大きく、登録金を減額するために学生による半額登録金運動が起きた。このような社会的問題を解決するために、李明博政権時から登録金負担を減らすために「国家奨学金」を導入した。つまり、国が財政を確保し、学生の登録金を減額にした。この過程を国立大学と私立大学に区分し、大学の経費における登録金が占める割合を調べ、国家奨学金と学資ローンが教育の機会均等に及ぼす影響について分析した。

1) 国公立大学における財政の確保

国・公立大学の財政確保は、ほとんど国や地方自治体の支援と学生の登録金で確保されるが、国や地方自治体が支援する移転収入の割合が50%を超える。放送通信大学の場合だけ国の支援が28.8%と低い、その他は50%を超え、教育大学と各種学校は60%以上を国が支援している。政府の支援が多く、学生が負担する自己収入の割合は30%程度と低い。

<表 4> 国・公立大学の歳入における自己収入と移転収入の割合

(単位：百万ウォン、%)

大学	移転収入	自己収入	歳計剰余金	内部取引 及びその他	合計	自己収入の 割合	移転収入の 割合
専門大学	111,197	19,293	60,720	93	191,305	10.1	58.1
教育大学	198,862	105,499	23,482	964	328,809	32.1	60.5
大学	2,755,136	2,049,677	630,533	48,055	5,483,403	37.4	50.2
放送大学	40,549	74,450	25,460	130	140,589	53.0	28.8
各種学校	63,261	19,309	6,427	1	88,999	21.7	71.1

出典：教育部・韓国教育開発院(2022) 教育統計年報 2021

政府の支援による割合が高く、学生が負担する登録金水準も低い。2022年の国・公立大学の登録金は2年制大学が2,368千ウォン、4年制大学が4,195千ウォンである。

<表 5> 国・公立大学の2021、2022年登録金の平均

(単位：千ウォン)

大学	2021	2022
2年制	2,364.9	2,368.4
4年制	4,192.6	4,195.7

出典：スルカーセンロスター(2022) 2022 大学登録金順位比較

2) 私立大学における財政の確保

私立大学は、運営主体が法人や私人であるため、制度的に国の支援を受けられない。そのため、学生や法人の収益に依存して財政を確保する。私立大学の財政確保において登録金が占める割合は60%を超える。専門大学、一般大学、産業大学、大学院大学の登録金の割合は63%程度、遠隔大学は68%程度である。

<表 6> 私立大学運営収入における登録金の割合 (2019年決算)

(単位：千ウォン、%)

大学	登録金及び 受講料	転入及び寄付	教育付帯収入	教育外収入	計	登録金 の割合
専門大学	2,645,898,436	1,253,284,250	171,151,590	80,921,800	4,151,256,076	63.7
一般大学	10,403,067,322	4,623,989,022	1,127,490,861	349,013,989	16,503,561,194	63.0
産業大学	81,582,338	35,938,356	7,246,746	666,674	125,434,111	65.0
大学院大学	67,283,889	25,608,832	8,996,275	3,679,891	105,568,887	63.7
遠隔大学	306,913,923	127,965,470	6,578,717	7,442,548	448,900,658	68.4
合計	13,504,745,908	6,066,785,930	1,321,464,186	441,724,902	21,334,720,926	63.3

出典：教育部・韓国教育開発院(2022) 教育統計年報 2021

私立大学の運営費収入において登録金の割合が高く、学生が負担する登録金の額も高い。

2022年の専門大学の登録金は6,068千ウォンで、国・公立専門大学の3倍水準であり、私立大学も7,523千ウォンで2倍近くになる。

<表7>私立大学の2021、2022年登録金の平均

(単位：千ウォン)

大学	2021	2022
2年制	6,044.5	6,068.6
4年制	7,492.7	7,523.7

出典：スルカーセンロスター(2022) 2022 大学登録金順位比較

3) 学資ローン

学資ローンとは、大学(院)生が経済的困難で登録金を用意できない場合、政府から学資金の貸与を受け、一定期間が経過した後に償還する制度である。学資ローンの根源は、教育法が制定された1949年12月31日まで遡るが、1961年貸与奨学金法(法律第603号)が制定され、施行根拠が設けられた。1985年、市中銀行が自主財源で奨学金の貸与を行い、政府が利子の一部を支援する利子補給型で学資ローン制度が施行され始め、1998年のIMF救済金融を経て拡大した。2005年からは政府保証学資ローン制度が実施され、2010年から「所得連動返還型奨学金制度(ICL)」が施行された(オ・セアン、2010:16-39)。

現在は、韓国奨学財団で「就業後償還学資金ローン」、「一般償還学資金ローン」、「農漁村出身大学生学資金融資」を施行している(韓国奨学財団、2023)。「就業後償還学資金ローン」は、学部生学資金支援8段階以下と大学院生学資金支援4段階以下の学生に、登録金の全額と生活費150万ウォンを年1.7%(変動金利)で貸与し、就業後ローン償還基準額より所得が多い場合に返済する制度である。「一般償還学資金ローン」は、学部生及び大学院生に登録金と生活費150万ウォンを貸与期間(据置期間及び償還期間)の間、年1.7%(固定金利)に償還する制度である。「農漁村出身大学生学資金融資」は、農漁村出身の大学生に登録金の全額を無利子で貸与し、最長10年以内に元金均等分割で償還する制度である。

学資ローンは、経済的困難のため大学(院)に在学しながら学費を用意できない学生に貸与し償還する制度である。大学(院)に在学しながら経験する困難を和らげようとする国の財政支援策である。

4) 国家奨学金

国家奨学金は、学生の家庭事情に応じて国が支援する奨学金である。これまで奨学金は、主に学業成績を基準に支給されたが、この方式では経済的に余裕のある学生に奨学金が支援され、貧益貧、富益富の結果をもたらした。経済的困難を抱える大学生を支援するために導入された制度が国家奨学金である。

国家奨学金は、大学の登録金を国で統制し管理していた方式が、1990年代後半、大学が自律的に決定することにより、物価上昇率に比べ2-3倍以上の登録金を引き上げ、学生と保

護者の反発を買い、社会的問題となった。この問題を解決するために、政府は 2011 年 11 月「登録金負担軽減のための 2012 年国家奨学金事業施行計画」を発表し(チョン・ソヒョン、2016 : 15-23)、国家奨学金を施行した。国家奨学金はⅠ類型とⅡ類型に分けられる。Ⅰ類型は、学生の経済的状況に応じて学資金支援 8 段階以下の学生に奨学金を支給し、Ⅱ類型は、大学の努力と連携して学資金支援 1~9 段階に該当する学生に奨学金を支給する。大学構造改革評価、大学基本能力診断の結果、一定水準以上の大学にのみ国家奨学金を支援することで、大学の変化と改善を促進した。国は、国家奨学金Ⅰ、Ⅱ類型を通じて半額登録金を実現しようとした。

5) 高等教育における財政の確保が教育の機会均等に及ぼす影響

高等教育は、国・公立と私立の設置形態ごとに、それぞれ異なる財源を確保し運営している。国・公立は国と地方自治体の支援で、私立は自主的に財源を確保している。それにもかかわらず、2000 年代に登録金が急激に引き上げられると、学生と保護者の抵抗が大きくなり、社会的問題となるにつれて、政府は国の支援により登録金の負担を軽減しようとした。その結果、国家奨学金が登場し、国家奨学金は学生の経済的水準に基づいて支援された。

高等教育における財政の確保は、学生の負担に大きく依存している。学生の負担を軽減し、学生の経済的能力とは無関係に大学生活を送ることができるよう学資ローン、国家奨学金制度を導入したが、この制度は学生の所得水準に基づいている。個人の経済的能力に応じて支援する垂直的機会均等を目標に財政支援を行っているのである。

4. おわりに

教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響を普通教育と高等教育に区分して分析した。普通教育は、国の経済的条件によって、初期では基準に応じて恩恵を与える垂直的平等を実現し、国の財政条件が良くなるにつれて、すべての学生に等しく恩恵を与える水平的機会均等を実現した。一方、高等教育は、政府が定める経済的基準以下の学生に対し、その基準に連動して財政支援を行っている。

機会均等のレベルからみると、普通教育は水平的機会均等を追求し、高等教育は垂直的機会均等を追求している。政府が推進した財政支援事業によっては、垂直的機会均等、保障的機会均等の追求も行ったが、教育財政支援の普遍的な現象は、普通教育は水平的機会均等、高等教育は垂直的機会均等を追求したといえる。

参考文献

경상남도교육청(2022). 2022 학년도 유아학비 지원계획.
(慶尚南道教育庁(2022)2022年度幼児学費支援計画)

- 교육부·한국교육개발원(2022). 교육통계연보 2021.
 (教育部・韓国教育開発院(2022)教育統計年報 2021)
- 김광석·주동범(2016). 헌법과 교육기본법에 나타난 교육권 분석. 한국자치행정학보, 30(4), 139-160.
 (キム・グァンソク, チュ・ドンボム(2016)憲法と教育基本法に現れる教育権分析、韓国自治行政学報 30(4)、139-160)
- 김신일(2015). 교육사회학. 교육과학사.
 (キム・シンイル(2015)教育社会学、教育科学社)
- 머니투데이(2018). 무상교육 실현...초등 25년, 중학교 25년 걸려. 2018.10.11.
 (MONEY TODAY(2018)無償教育の実現…小学校 25年、中学校 25年かかる、2018.10.11)
- 법제처·찾기 쉬운 생활법령정보(2022). 영유아교육.
 (法制処・探しやすい生活法令情報(2022)乳幼児教育)
- 슬커생로스터
 (2022). <https://wiselifeinfo.tistory.com/entry/2022-%EB%8C%80%ED%95%99-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EAhttps://wiselifeinfo.tistory.com/entry/2022-%EB%8C%80%ED%95%99-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%EC%88%9C%EC%9C%84-%EB%B9%84%EA%B5%90-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%ED%8F%89%EA%B7%A0-%EA%B0%80%EC%9E%A5-%EB%B9%84%EC%8B%BC-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88%B8%88-%EC%88%9C%EC%9C%84-%EB%B9%84%EA%B5%90-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%ED%8F%89%EA%B7%A0-%EA%B0%80%EC%9E%A5-%EB%B9%84%EC%8B%BC-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88>. 2023.1.5. 인용.
 (スルカーセンロスター(2022) <https://wiselifeinfo.tistory.com/entry/2022-%EB%8C%80%ED%95%99-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EAhttps://wiselifeinfo.tistory.com/entry/2022-%EB%8C%80%ED%95%99-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%EC%88%9C%EC%9C%84-%EB%B9%84%EA%B5%90-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%ED%8F%89%EA%B7%A0-%EA%B0%80%EC%9E%A5-%EB%B9%84%EC%8B%BC-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88%B8%88-%EC%88%9C%EC%9C%84-%EB%B9%84%EA%B5%90-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88-%ED%8F%89%EA%B7%A0-%EA%B0%80%EC%9E%A5-%EB%B9%84%EC%8B%BC-%EB%93%B1%EB%A1%9D%EA%B8%88>. 2023.1.5.引用)
- 오세안(2010). 대학 학자금 융자제도 국제 비교 연구-소득 연동 상환 학자금 대출제도(ICL)를 중심으로. 고려대학교 교육대학원 석사학위논문.
 (オ・セアン(2010)大学学資金融資制度の国際比較研究 - 所得連動償還学資金ローン制度(ICL)を中心に、高麗大学校教育大学院修士学位論文)
- 윤정일·송기창·김병주·나민주(2015). 신교육재정학. 학지사.

- (ユン・ジョンイル, ソン・ギ찬, 김·비ョン쥬, 나·민쥬 (2015) 新教育財政学、学志社)
- 정소현(2016). 국가장학금이 대학재정에 미치는 영향 분석. 서울대학교 대학원 석사학위논문.
- (チョン・ソヒョン (2016) 国家奨学金が大学財政に及ぼす影響分析、ソウル대학교大学院 修士学位論文)
- 한국장학재단(2023). 학자금 대출.
(韓國奨学財団 (2023) 学資金ローン)
- Jone, Thomas H.(1985). *Introduction to School Finance: Technique and Scosial Policy*. New York: Macmillan Publishing Company.

著者紹介

Choi, Joon Yul (崔 浚烈)

EDUCATION

- Ph.D. Educational Administration, University of Iowa, IA, USA, 1989
M.A. Educational Administration, Chonbuk National University, South Korea, 1984
B.A. Educational Administration, Chonnam National University, South Korea, 1979

PROFESSIONAL POSITIONS

- 2022.9-Present Professor Emeritus: Department of Education, Kongju National University
- 2008-2009 Vice President, Planning Affairs in Kongju National University
- 2015-2017 President, Korea University Accreditation Institute, Korea
- 2001-2002 Commissioner, Korean Presidential Advisory Commission on Education

ACADEMIC SERVICE

- 2013-2014 President, Korean Society for the Economics and Finance of Education

EXPERTISE

- School Finance
- Educational Leadership
- School Law

Peer-Reviewed Journal Articles in Korean (Total 70)

- Choi, J. Y. (2017). The relationship between tuition-scholarship and university finance.

- Journal of Economics and Financing of Education, 26(3), 135-159.
- Choi, J. Y. (2013). The equity and adequacy of educational allocation. *Journal of Economics and Financing of Education*, 22(4), 1-33.
- Choi, J. Y. (2008). Funding policy for rural education. *Journal of Economics and Financing of Education*, 17(2), 139-159.
- Choi, J. Y. & Kook, Y. B. (2003). Allocating school operating cost in Chonbuk Province. *Journal of Economics and Financing of Education*, 12(1), 129-158.
- Choi, J. Y. (2001). The economics of schooling. *Journal of Economics and Financing of Education*, 10(2), 251-269.
- Choi, J. Y. (2000). An inquiry on application of foundation plan in Korea. *Journal of Economics and Financing of Education*, 9(12), 165-182.
- Choi, J. Y. (1998). Renovating local educational agencies. *Journal of Educational Administration*, 16(3), 61-88.
- Choi, J. Y., & Kwak, Y. (1997). The rational allocation of local educational resources. *Journal of Economics and Financing of Education*, 6(2), 339-382.

Books (Total 13)

- Yim, Y. K., & Choi, J. Y. (2010). *Inquiry for Educational Administration and Management*. Seoul: Kongdongchae.
- Ban, S. J., Kim, M. H., Kim, B.J., Na, M. J., Song, K. C., Woo, M. ... Choi, J. Y. (2014). *School Financing*. Hakjisa: Seoul.
- Song, K. C., Kang, K. S., Yoon, J. I., Kwak, Y. W., Joo, C. A., Choi, J. Y., ... Kim, Y. C. (2010). *The Theory and Practice of School Financing*. Seoul: Hyungsul Publishing Co.
- Kwak, Y. W., Kim, M. S., Ban, S. J., & Choi, J. Y. (2003). *Economics of Education*. Korean Society of Educational Administration.
- Ann, K. S., Jeong, J. K., Kim, J. W., Choi, J. Y., Shin, H. S., ... Kim, Y. I (1998). *Korean Politics of Educational Innovation*. Seoul: Jakjisa